

定 款

第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社メディアドゥと称し、英文では、MEDIA DO Co., Ltd. と記す。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- ① 電子書籍その他のデジタルコンテンツに関する企画、開発、制作、マーケティング、販売その他デジタルコンテンツの流通に関する業務及びこれらの業務支援
- ② コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、設計、開発、保守、販売、輸出入及びそれらの受託開発、管理運営並びに賃貸業務
- ③ インターネットを利用したサービスの企画、制作、運営及び課金・決済代行業務を含むこれらの受託業務
- ④ 情報処理サービス業及び情報通信サービス業
- ⑤ 広告業、広告代理業並びに商業デザイン及び工業デザインその他広告宣伝物の企画、制作業務
- ⑥ 通信販売業
- ⑦ セミナー、研修会その他各種イベントの企画立案及び開催
- ⑧ 書籍、印刷物の企画製作及び出版並びに販売
- ⑨ 映像、音響及びレコード原盤の製作及び販売
- ⑩ 著作権、特許権、意匠権、商標権、肖像権その他の無体財産権及び商品化権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用
- ⑪ 各種事業に対する投資及び企業の合併、提携、事業並びに有価証券の保有、運用、投資、仲介、斡旋
- ⑫ 前払式支払手段の発行及び販売
- ⑬ 資金移動業
- ⑭ 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- ⑮ 労働者派遣事業
- ⑯ グループファイナンス事業
- ⑰ スポーツの興行、スポーツチームの運営、スポーツ施設の管理運営、スポーツグッズの販売及びスポーツ選手のマネジメント
- ⑱ ブロックチェーンに関するシステムの研究、企画、開発、運用及び販売

⑭ 前各号の業務に関する調査及びコンサルティング業務

⑮ 上記①から⑭までに附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（公告の方法）

電子公告の方法により行なう。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第 2 章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、44,329,600株とする。

第6条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第9条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条（基準日）

当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第11条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

第12条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第13条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載する

ことを要しないものとする。

第14条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第17条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（監査役および監査役会の設置）

当社は、監査役および監査役会を置く。

第31条（監査役の員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第32条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第41条（会計監査人の設置及び員数）

当社は、会計監査人を置く。

第42条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時総会において再任されたものとみなす。

第44条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 7 章 計 算

第45条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第46条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第47条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第48条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

以上

附則

現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。